

## ヘルプマークについて —ご配慮をお願いします—

援助や配慮を必要としている方のためのマークです。たとえば、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、知的障がいの方などが対象となります。



### 市民の方へのお願い

このマークを見かけたなら、公共交通機関の車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

### 援助や配慮を必要としている方はぜひご利用を

ヘルプマークはストラップを使用して鞆等に着けることができます。付属のシールに必要とする支援内容を記入してご利用ください。ご利用を希望される方は市介護福祉課障がい福祉担当までお越しください。

### 【お問い合わせ先】

市介護福祉課障がい福祉担当  
(市役所1階⑨番窓口) ☎3  
2・22279 / FAX35・  
0272

Mail:s-kaigo@city.komatsu  
shimai-tokushima.jp

### 病気やけがのとき 判断に迷ったらお電話

徳島救急医療電話相談(7119)とは、夜間・休日の急な病気やけがなどの際、家庭でどのように対処すればよいか、すぐに医療機関を受診したほうがよいかなど判断に迷ったときに、看護師等へ相談ができるサービスです。15歳未満のお子さんが急な病気やけがをしたときは、徳島こども医療電話相談「#80000または088・621・2365」にお電話ください。

【電話番号】#7119(7119)をご利用できない場合は「088・622・6530」

【受付時間】月曜日から土曜日:午後6時から翌日午前8時まで(日曜日・祝日・年末年始:24時間対応)

【相談費用】無料(通話料金の一部は利用者負担となります。)

### 【お問い合わせ先】

徳島県保健福祉部 医療政策課  
☎088・621・2186  
市消防本部 消防課 ☎32・  
0119 / FAX32・35  
95



### ガソリンの容器詰替え 販売時における本人確認等の義務化

令和元年7月に発生した、京都市伏見区におけるガソリンを使用した放火事件を受け、ガソリンの適正な使用を徹底するため法改正が行われ、2月1日からガソリンの容器詰替え販売の際に、次の事項の確認が義務化されています。ガソリンスタンドなどで購入する際は、この旨についてご理解いただき、確認事項についてご協力をお願いいたします。

### 【確認事項】

①購入者に対する本人確認  
※本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど公的機関が発行する写真付きの証明書)の提示が必要です。  
②購入するガソリンの使用目的の確認

### 【お問い合わせ先】

市消防本部 消防課 ☎32・  
0119 / FAX32・35  
95  
Mail:shoubou@city.komatsu  
ushimai-tokushima.jp

### 令和2年度 認可外保育施設等 利用料無償化の申請

4月より次の施設・事業の利用料の負担軽減(利用料無償化)を受けるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

ただし、すでに保育認定(2号・3号認定)を受けている場合は申請は不要です。

### 【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・

サポート・センター事業  
※ただし、市町村が無償化の対象であると「確認」した施設・事業を利用した場合に限ります。

### 【対象者】

・保育を必要とする3歳児から5歳児(月額3万7千円まで)  
・保育を必要とする住民税非課税世帯の0歳児から2歳児(月額4万2千円まで)

【受付期間】2月17日(月)から3月10日(火)まで

※申請が遅れた場合、無償化の対象とならない期間が生じるおそれがあります。お早めの手続きをお願いします。

### 【申請に必要なもの】

世帯状況により異なりますので、詳しくは市児童福祉課へお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114 / FAX32・3738  
Mail:jidoufukushi@city.komatsu  
ushimai-tokushima.jp

